

成年年齢引き下げに伴う結核医療給付金の支給判定の変更について

国分寺市国民健康保険条例 抜粋

(結核・精神医療給付金)

第9条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度(結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)の市町村民税(同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されない者(条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。

- (1) 18歳以上の被保険者 当該被保険者
- (2) 18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主

■改正概要

平成30年6月20日に「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)が公布され、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられることとなった。これに伴い、結核医療給付金の支給に当たり、20歳以上の場合は被保険者本人、20歳未満の場合は、世帯主の課税状況により支給判定を行っていたが、これを18歳に引き下げる。

■上記改正に伴う影響

対象人数	影響人数	影響額
0人	0人	0円

※令和3年10月末時点